

重要取組シート

健康福祉局 障害福祉部
障害施策推進課・障害支援課

取組項目		強度行動障害など重度障害者への支援
現状・課題		○強度行動障害のある人は約 2,100 人（推計） ○強度行動障害など重度障害者を受け入れるグループホームが不足 ○人材不足、専門的な支援力が不足 ○強度行動障害のある人への支援については、「障害福祉サービスの受入態勢が整わない」、「専門的なアセスメントを受けることが難しい」といった事業者からの声がある。
取組の内容		【強度行動障害支援体制の整備】（令和 6 年度新規事業） 専門的な支援力の向上を目的とし、3 年間で大きく 3 つの取組を実施する。 ■強度行動障害のある人に対する専門的な知識や支援スキルを持つ専門的法人が、市内の事業参画法人を訪問し、課題整理、解決に向けた助言等を行うコンサルテーション ■事業参画法人が専門的法人のグループホーム等へ出向き、現場での実際の支援を学ぶ実地研修 ■実践報告会の開催 【暮らしの場の整備】 ○強度行動障害など重度障害者にも対応できるグループホームの整備・拡充を図る。（第 7 期堺市障害福祉計画における令和 6 年度利用者数見込 1,355 人／月、令和 5 年度上半期実績 1,300 人／月） ○グループホームにおいて、重度障害者の受入促進につながる取組を検討する。
スケジュール	前期 （～7 月）	【強度行動障害支援体制の整備】 □ 専門的法人との調整（～7 月） □ 事業参画法人の調整（～7 月） 【暮らしの場の整備】 □ 次年度施設整備方針の検討（6 月） □ 既存のグループホームに対するアンケートを踏まえた補助内容の見直し（7 月）
	中期 （～11 月）	【強度行動障害支援体制の整備】 □ コンサルテーションの実施（第 1 回、以降定期開催）（11 月～） □ 事業参画法人への実地研修（第 1 回、以降定期開催）（11 月～） 【暮らしの場の整備】 □ 整備方針に基づく意向調査の実施（11 月） □ 補助内容の見直しを踏まえた予算要求への反映（11 月）
	後期 （～3 月）	【強度行動障害支援体制の整備】 □ 障害者自立支援協議会の専門部会にて取組の評価（2 月） □ 実践報告会の開催（3 月） 【暮らしの場の整備】 □ 施設整備審査会（1～2 月） □ 補助内容の見直しに基づく要綱改正（～3 月）
	次年度以降	【強度行動障害支援体制の整備】 □ コンサルテーションの定期実施（年 5 回程度） □ 実地研修（年 3 回程度）

		☐ 実践報告会（年 2 回程度） 【暮らしの場の整備】 ☐ 国庫補助の内示後、工事着手（令和 8 年 3 月末までに工事完了） ☐ 新たな運営補助の施行、効果検証、改善	
進捗の状況	前期 （～7 月）	【強度行動障害支援体制の整備】 ☐ 専門的法人との調整（～7 月） ☐ 事業参画法人の調整（～7 月） 【暮らしの場の整備】 ☐ 次年度施設整備方針の検討（～7 月）	
	中期 （～11 月）	【強度行動障害支援体制の整備】 ☐ 事業参画法人向け基礎研修の実施（10 月） ☐ コンサルテーションの実施（第 1 回、以降定期開催）（11 月～） ☐ 事業参画法人への実地研修（第 1 回、以降定期開催）（11 月～） 【暮らしの場の整備】 ☐ 既存のグループホームに対するアンケートを踏まえた補助内容の見直し（8・9 月） ☐ 整備方針に基づく意向調査の実施（11 月）	
	後期 （～3 月）		
2025 堺市基本計画	該当する 施策	2-（5）障害者が生きがいを持って心豊かに暮らせる社会の実現	
	寄与する KPI	-	目標値（2025 年度） -
未来都市計画 堺市SDGs	最も貢献する SDGsのゴール	ゴール番号 10	人や国の不平等をなくそう
	寄与する KPI	-	目標値（2025 年度） -